

Ⅱ 申立てに必要な書類等（補助申立書）

Ⅱ—3

補助申立書

- 補助の申立てをする方へ（1 ページ）
- 補助人の職務について（3 ページ）
- 申立書書式
（代理行為目録・同意行為目録を含む）
- 同意書書式
- 上記申立書記載例
（代理行為目録・同意行為目録を含む）

補助の申立てをする方へ

※ まず、「Ⅰ 成年後見制度と申立ての案内」を熟読されてから、こちらをご覧ください。

補助について

補助とは、例えば、被補助人（補助開始の審判を受けた人、以下「本人」とします。）が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安があり、本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうがよいというように、本人の判断能力が不十分な場合に利用できる制度です。

裁判官が本人の判断能力が不十分だと判断した場合には、家庭裁判所が補助開始の審判をするとともに、本人を援助する人として補助人を選任します。

補助人は、家庭裁判所で認められれば、一定の重要な行為（下記記載のうちの一部に限られます。）を行う際に、その内容が本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（※1 同意権）、本人が補助人の同意を得ないでしてしまったことを取り消したりすることができます（※2 取消権）。

また、補助人は、家庭裁判所で認められれば、特定の法律行為（下記記載）につき、本人を代理して契約を結んだりすることができます（※3 代理権）。

一定の重要な行為（民法13条1項）

- (1) 貸した家やお金などを返してもらったり（預金の払戻しも含みます。）、それらを他人に貸したり預けたりすること
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- (3) 家や高価な財産を売ったり、貸したり、担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり、負担付きの贈与や遺贈を受けたりすること
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- (9) 宅地は5年、建物は3年、動産は半年を越える期間にわたって、貸す契約をすること
- (10) (1)～(9)の行為を未成年者などの制限行為能力者の法定代理人としてすること

特定の法律行為（具体例）

預貯金の払戻し、不動産の売却、介護契約締結など

- ※1 同意権…本人が重要な財産行為を行う際に、補助人が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限
- ※2 取消権…本人が補助人の同意を得ないで重要な財産行為を行った場合、補助人がその行為を取り消す権限
- ※3 代理権…補助人が、本人に代わって、本人のために取引や契約などを行う権限

補助開始の申立てについて

(後見保佐補助) 開始等申立書の「補助」の欄にをしてお使いください。申立書は、記載例をご覧になりながら、正確に記入してください。

補助開始の場合は、その申立てと同時に、次に記載の「代理権の付与の申立て」か「同意を要する行為の定め申立て」か、少なくともどちらか一方の申立てをしなければなりません(補助開始の申立てと同時に、「代理権の付与の申立て」と「同意を要する行為の定め申立て」の両方を一緒に申し立てることは可能です。)。また、補助の開始に本人が同意していることが条件になります。申立ての際は、補助開始の審判を行うことについて本人の意向を確認し、「同意書(補助用)」に記入してもらい、提出してください。本人が申立人の場合も、提出をお願いします。

そのほか、必要な費用及び書類については、「I 成年後見制度と申立ての案内」をご覧ください。

代理権の付与の申立てについて

特定の法律行為について補助人に代理権を与えたいという場合には、「代理権の付与の申立て」が必要です。この申立ては、補助開始の申立てと同時にすることもできますし、補助開始の審判の後にすることもできます。申立てにあたっては、ある程度具体的に行為を特定すること、代理権を付与することに本人が同意していることが条件になります。

代理権の付与の申立てをする場合は、申立書の2枚目の「申立ての趣旨」の「本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。」にをしてください。代理権の例については、代理行為目録を参考にしてください。ご本人の残存能力をよく考えて、必要な範囲で代理権の付与の申立てを行ってください。申立ての際は、代理権付与についても本人の意向を確認し、「同意書(補助用)」の該当箇所のにチェックしてもらってください。また、代理権の付与の申立てをする場合は、補助開始の審判の申立手数料800円に加えて、さらに800円の収入印紙が必要になりますのでご注意ください。

同意を要する行為の定め申立てについて

一定の重要な行為について補助人に同意権(取消権)を与えたいという場合には、「同意を要する行為の定め申立て」が必要です。この申立ては、補助開始の申立てと同時にすることもできますし、補助開始の審判の後にすることもできます。申立てにあたっては、民法13条1項の範囲内の行為であること、同意を要する行為を定めることに本人が同意していることが条件になります。

同意を要する行為の定め申立てをする場合は、申立書の2枚目の「申立ての趣旨」の「本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。」にをしてください。同意を要する行為の例については、同意行為目録を参考にしてください。ご本人の残存能力をよく考えて、必要な範囲で同意を要する行為の定め申立てを行ってください。申立ての際は、同意権・取消権の付与についても本人の意向を確認し、「同意書(補助用)」の該当箇所のにチェックしてもらってください。また、同意を要する行為の定め申立てをする場合は、補助開始の審判の申立手数料800円に加えて、さらに800円の収入印紙が必要になりますのでご注意ください。

以上

補助人の職務について

補助人は、被補助人（補助開始の審判を受けた人、以下「本人」とします。）の意思を尊重して、その判断能力を補い、本人の身の上や財産に関する契約等の法律行為を助け、また審判で定められた範囲の法律行為で、本人が不十分な判断に基づいて行った行為を取り消すなどして、本人を保護し、その権利や利益を守る人です。

補助人の主な職務

1 民法13条1項に定められた次の行為の内、家庭裁判所の審判により定められた行為の同意権、取消権を行使します。ただし、本人の同意があるものに限りません。

- (1) 貸した家やお金などを返してもらったり（預金の払戻しも含みます。）、それらを他人に貸したり預けたりすること
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- (3) 家や高価な財産を売ったり、貸したり、担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり、負担付きの贈与や遺贈を受けたりすること
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- (9) 宅地は5年、建物は3年、動産は半年を越える期間にわたって、貸す契約をすること
- (10) (1)～(9)の行為を未成年者などの制限行為能力者の法定代理人としてすること

2 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為の代理権を行使します。ただし、本人の同意があるものに限りません。

3 上記1、2の結果、本人の財産に変動があれば、その明細を明らかにしておかなければなりません。

本人の財産管理に関する代理権を付与された場合の上記以外の主な職務

1 補助人就任後、1か月以内に本人の財産を調査し、財産目録等を作成し、家庭裁判所に提出します。

2 本人の財産は、あくまで本人のものであり、補助人や第三者のために使用したり、貸し付けたりはできません。また、本人名義の財産を補助人個人の名義にすることもできません。

3 本人の財産に損害を与えないような安全な方法で管理します。

4 本人の財産から支出できるものは、基本的には、本人の生活・療養看護に関する費用です。

5 本人の収入、支出について、金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管します。

6 補助人が本人を代理して本人の居住用の不動産について、売却、建物の取壊し、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、家庭裁判所に「居

住用不動産処分許可」の申立てをする必要があります。

- 7 補助人と本人がお互いに遺産分割や賃借等の当事者になるなど利益が相反するときには、家庭裁判所に「臨時補助人選任」の申立てをする必要があります。

補助人の職務の終了

- 1 補助人の職務は、辞任、解任、補助開始審判の取消し、本人の死亡などにより終了します。
- 2 本人が亡くなられた場合は、必ず京都家庭裁判所後見センターまでご一報ください。終了の際は終了報告書を提出していただきます。

補助人の報酬付与

補助人の報酬は、「報酬付与の申立て」に対して家庭裁判所の審判があつてはじめて認められることとなりますので、本人の財産から勝手に差し引くことは許されません。報酬額は家庭裁判所が審判により定めます。

家庭裁判所の補助監督

家庭裁判所は、本人の利益を守るために、補助の事務を監督します。

財産管理に関する代理権のある補助人は、成年後見人と同様に、毎年1回、自主的に、家庭裁判所があらかじめ定めた期限までに補助の事務について裁判所に報告する必要があります。財産管理に関する代理権のない補助人は、裁判所からの補助の事務についての照会書面が不定期に送られますので、その照会に答える形で報告してください。したがって、普段から関係する資料を適切に保管し、必要な範囲で補助人としての仕事の内容を残しておく必要があります。

補助人の責任

補助人が定められた期限までに報告をしなかったり、不適切な補助事務を行うと、専門職の補助人を現在の補助人に加えて選任されたり、補助監督人を付されたり、補助人を解任されたりすることがあります。専門職の補助人・補助監督人の報酬は本人が負担します。また、不適切な事務の内容によっては、原状回復を求められたり、あるいは業務上横領罪等の刑事責任を問われたりすることもあります。

本人の財産が高額であるときの注意事項

本人の財産を確実に保護する観点から、補助人に本人の財産管理に関する代理権が付与されるものであつて、かつ、本人に相当額の財産がある場合や多額の金銭を受け取る予定がある場合には、専門職を補助人または補助監督人に選任する場合があります。また、補助開始の審判後に財産が相当額となった場合についても、その時点で専門職を補助人または補助監督人に選任する可能性があります。

以上

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

- ※ 太わくの中だけ記載してください。
- ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

受付印		(<input type="checkbox"/>後見 <input type="checkbox"/>保佐 <input type="checkbox"/>補助) 開始等申立書	
		※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
		※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。	
収入印紙（申立費用） 円		後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。	
収入印紙（登記費用） 円			
予納郵便切手 円			
		準口頭	関連事件番号 年(家)第 号
家庭裁判所 支部・出張所 御中		申立人又は同手続 代理人の記名押印	印
令和 年 月 日			
申 立 人	住 所	〒 —	
		電話 ()	携帯電話 ()
	ふりがな		
氏 名			<input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)
本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他の親族（関係： ） <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
手 続 代 理 人	住 所 (事務所等)	〒 — ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。	
		電話 ()	ファクシミリ ()
氏 名			
本 人	本 籍 (国籍)	都 道 府 県	
	住民票上 の 住 所	<input type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 — 電話 ()	
	実 際 に 住 ん で い る 場 所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒 — ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 病院・施設名 () 電話 ()	
	ふりがな		
氏 名			<input type="checkbox"/> 大正 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (歳)

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。
- 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。
- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。
- 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

- 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。
- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。
- 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※
）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。
※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、
 預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続
 訴訟手続等 介護保険契約 身上保護（福祉施設入所契約等）
 その他（
）
の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人以外の〔 <input type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住 所	〒 _____
		電話 () _____ 携帯電話 () _____
	ふりがな 氏 名	<input type="checkbox"/> 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 歳 <input type="checkbox"/> 平成 _____ (_____ 歳)
本人との 関 係	<input type="checkbox"/> 親 族： <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他（関係： _____） <input type="checkbox"/> 親族外：（関係： _____）	

<p>手続費用の上申</p> <p><input type="checkbox"/> 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。</p> <p>※ 申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。</p>
--

【保佐, 補助用】

代理行為目録

※ 下記の行為のうち, 必要な代理行為に限り, 該当する部分の□にチェック又は必要な事項を記載してください (包括的な代理権の付与は認められません。)

※ 内容は, 本人の同意を踏まえた上で, 最終的に家庭裁判所が判断します。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ① 本人の不動産に関する〔 売却 担保権設定 賃貸 警備 _____〕
契約の締結, 更新, 変更及び解除
- ② 他人の不動産に関する〔 購入 借地 借家〕契約の締結, 更新, 変更及び解除
- ③ 住居等の〔 新築 増改築 修繕 (樹木の伐採等を含む。) 解体
 _____〕に関する請負契約の締結, 変更及び解除
- ④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
- ⑤ _____

(2) 預貯金等金融関係

- ① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引 (解約 (脱退) 及び新規口座の開設を含む。)
※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には, ③に記載してください。
- ② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
〔 貸金庫取引 証券取引 保護預かり取引 為替取引 信託取引
 _____〕
- ③ _____

(3) 保険に関する事項

- ① 保険契約の締結, 変更及び解除
- ② 保険金及び賠償金の請求及び受領

(4) その他

- ① 以下の収入の受領及びこれに関する諸手続
〔 家賃, 地代 年金・障害手当・生活保護その他の社会保障給付
 臨時給付金その他の公的給付 配当金 _____〕
- ② 以下の支出及びこれに関する諸手続
〔 家賃, 地代 公共料金 保険料 ローンの返済金 管理費等
 公租公課 _____〕
- ③ 情報通信 (携帯電話, インターネット等) に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払
- ④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済 (そのための調査を含む。)
- ⑤ 本人が現に有する債権の回収 (そのための調査・交渉を含む。)
- ⑥ _____

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上保護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。

※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。

※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
- 11 その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
-

どう い しょ ほじょよう
同意書（補助用）

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

□ 私に対して「補助開始の審判」を行うことについて同意します。

□ 以下のとおり、補助人に同意権・取消権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の同意行為目録と同じ場合）

申立書別紙の同意行為目録記載の行為のとおりに同意します。

□（申立書別紙の同意行為目録と異なる場合）

別紙同意行為目録記載の行為のとおりに同意します。

（同意行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。）

□ 以下のとおり、補助人に代理権を付与することに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と同じ場合）

申立書別紙の代理行為目録記載の行為のとおりに同意します。

□（申立書別紙の代理行為目録と異なる場合）

別紙代理行為目録記載の行為のとおりに同意します。

（代理行為目録を作成し、この同意書に別紙として付けてください。）

令和 年 月 日

本人の署名押印

印

申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることができません。

- ※ 太わくの中だけ記載してください。
- ※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

記載例
(補助開始)

受付印		(<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input checked="" type="checkbox"/> 補助) 開始等申立書	
		※ 該当するいずれかの部分の□にレ点（チェック）を付してください。	
申立書を提出する裁判所		※ 収入印紙（申立費用）をここに貼ってください。	
作成年月日		後見又は保佐開始のときは、800円分 保佐又は補助開始+代理権付与又は同意権付与のときは、1,600円分 保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与のときは、2,400円分 【注意】貼った収入印紙に押印・消印はしないでください。 収入印紙（登記費用）2,600円分はここに貼らないでください。	
収入印紙（申立費用）	円	準口頭	関連事件番号 年(家)第 号
収入印紙（登記費用）	円		
予納郵便切手	円		
<input type="checkbox"/> 家庭裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 支部 出張所 御中 令和 〇 年 〇 月 〇 日		申立人又は同手続 代理人の記名押印	甲 野 花 子 (印)
申	住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 平日（午前9時～午後5時）に連絡 が取れる電話及び携帯電話の番号を 正確に記載してください。	
立	ふりがな	この はな こ	
	氏名	甲 野 花 子 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇〇 歳)	
人	本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他の親族（関係： ） <input type="checkbox"/> 市区町村長 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
手続代理人	住所（事務所等）	〒 - ※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。	
	氏名	電話 () ファクシミリ ()	
本人	本籍（国籍）	〇〇 都 道 〇〇市〇〇町〇〇番地 府 県	
	住民票上の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申立人と同じ 〒 - 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	実際に住んでいる場所	<input type="checkbox"/> 住民票上の住所と同じ 〒〇〇〇-〇〇〇〇 ※ 病院や施設の場合は、所在地、名称、連絡先を記載してください。 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 病院・施設名 (〇〇病院) 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	
	ふりがな	この た ろ う	
	氏名	甲 野 太 郎 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 〇 年 〇 月 〇 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇〇 歳)	

補助人を選任する必要がある方について記載してください。

申立ての趣旨

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

- 本人について**後見**を開始するとの審判を求める。
- 本人について**保佐**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付与の申立ての必要はありません。
- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**保佐人に代理権**を付与するとの審判を求める。
- 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするにも、**保佐人の同意**を得なければならないとの審判を求める。

記

- 本人について**補助**を開始するとの審判を求める。
※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。
- 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について**補助人に代理権**を付与するとの審判を求める。
- 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、**補助人の同意**を得なければならないとの審判を求める。

申立ての理由

本人は、（※ **認知症**）により
判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が（著しく）不十分である。
※ 診断書に記載された診断名（本人の判断能力に影響を与えるもの）を記載してください。

申立ての動機

※ 該当する部分の□にレ点（チェック）を付してください。

本人は、
 預貯金等の管理・解約 保険金受取 不動産の管理・処分 相続手続
 訴訟手続等 介護保険契約 身上保護（福祉施設入所契約等）
 その他（ ）
の必要がある。

※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。

本人は、〇年程前から認知症の症状が出ていると言われている。

令和〇年〇月に本人の弟である甲野次郎が亡くなり遺産分割の必要が生じたが、

本人が一人で手続を行うことには不安があるので、本件を申し立てた。また、以前、

訪問販売で高価な物を購入して困ったことがあったので、補助人に同意権を与え

てほしい。申立人も病気がちなので、補助人には、健康状態に問題のない長男の

甲野夏男を選任してもらいたい。

この申立てをするに至ったいきさつや事情をわかりやすく記載してください。

法人の場合には、商業登記簿上の名称又は商号、代表者名及び主たる事務所又は本店の所在地を適宜の欄を使って記載してください。

成年後見人等候補者	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所に一任 ※ 以下この欄の記載は不要 <input type="checkbox"/> 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 <input checked="" type="checkbox"/> 申立人以外の〔 <input checked="" type="checkbox"/> 以下に記載の者 <input type="checkbox"/> 別紙★に記載の者 〕★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
	住所	〒 ー 申立人の住所と同じ 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	ふりがな	こうの なつ お
	氏名	甲野 夏男 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 〇年〇月〇日生 <input type="checkbox"/> 平成 (〇〇歳)
本人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族： <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 甥姪 <input type="checkbox"/> その他(関係：) <input type="checkbox"/> 親族外： (関係：)	

手数料の上申
 手数料については、本人の負担とすることを希望する。
 ※ 申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

2 相続関係

※ 審判手続、調停手続及び訴訟手続が必要な方は、4⑤又は⑥についても検討してください。

- ① 相続の承認又は放棄
- ② 贈与又は遺贈の受諾
- ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
- ④ 遺留分減殺請求又は遺留分侵害額請求に関する諸手続
- ⑤ _____

3 身上保護関係

- ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ② 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請（各種給付金及び還付金の申請を含む。）及びこれらの認定に関する不服申立て
- ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- ⑤ _____

4 その他

- ① 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- ② 登記・登録の申請
- ③ 個人番号（マイナンバー）に関する諸手続
- ④ 住民票の異動に関する手続
- ⑤ 家事審判手続、家事調停手続（家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。）、訴訟手続（民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。）、民事調停手続（非訟事件手続法23条2項の特別委任事項を含む。）及び破産手続（免責手続を含む。）
※ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときに限ります。
- ⑥ ⑤の各手続について、手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
- ⑦ _____

5 関連手続

- ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- ② 以上の各事務に関連する一切の事項（戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続等を含む。）

(別紙)

この目録は、後見開始の申立て、保佐開始の申立ての場合には提出する必要はありません。

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

- ※ 下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）のうち、必要な同意行為に限り、該当する部分の□にチェックを付してください。
- ※ 保佐の場合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が付与されますので、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。
- ※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1 元本の領収又は利用（1号）のうち、以下の行為

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 債務弁済の受領
- (3) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証（2号）のうち、以下の行為

- (1) 金銭消費貸借契約の締結
※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）のうち、以下の行為

- (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む。）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) その他 ※ 具体的に記載してください。

4 訴訟行為（4号）

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 贈与、和解又は仲裁合意（5号）

- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（6号）
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（7号）
- 8 新築、改築、増築又は大修繕（8号）
- 9 民法602条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借（9号）
- 10 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法17条1項の審判を受けた被補助人をいう。）の法定代理人としてすること（10号）
- 11 その他 ※ 具体的に記載してください。
※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。
-